

滋賀県景観計画に基づく
行為届出の手引き

目 次

1. はじめに
2. 届出対象行為
3. 景観重要区域
4. 届出の流れ
5. 事前相談
6. 提出書類
7. 様式集

1.はじめに

滋賀県では、昭和59年に7月に「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例(風景条例)」を制定し、全国に先駆けて、水と緑と人々の生活によって培われた湖国の風景を保全、修復し、創造する取組みを進めてきました。また、平成16年には景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定され、風景づくりへの新たな枠組みが示され、県全域が法に基づく景観計画区域となり、県全域が法第16条に基づく届出対象区域になりました。

現在、滋賀県が景観行政を所管する6町(日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町)となっており、滋賀県景観計画では、良好な景観を呈している区域や特に景観形成を図るべき区域を「景観重要区域」として指定しています(P5参照)。

この届出において滋賀県では、より良い景観まちづくりを進めていくため、また手続きをスムーズに行うために事前相談を行っています。相談を受けずに届出されると、計画変更事項が判明し、事業計画を大幅に見直さなければならないこともあり得ますので、建築物や工作物の新築・増築等(届出対象となる行為)をお考えの早い段階で、県(東近江土木事務所または湖東土木事務所)に事前相談をお願いします。

ご注意ください！！

- 景観法第18条の規定により、届出をした日から**30日間**は**行為に着手できません**。(例外あり)
- 届出を怠った場合や、実際の行為が届出内容と異なる場合など、適切に届出がなされない場合、景観法第103条の規定により罰せられる場合があります。(30万円以下の**罰金**)
- 届出の内容が、景観への配慮の基準から大きく逸脱する場合などには、景観法第16条第3項の規定による**勧告**または景観法第17条第1項の規定による**変更命令**の対象となる場合があります。



2.届出対象行為

行為の区分		景観重要区域 【国道307号沿道、宇曾川・芹川沿い】	左記以外 の地域
建 築 物	新・増・改築、 移転	床面積が10㎡を超えるか、高さが5mを超えるもの へいの場合(高さ1.5m超または長さ10m超) 建築物に設置する太陽光発電設備の場合(モジュール面積10㎡超)	高さ13m 以上か、 4階建て以 上のもの
	外観の変更 (修繕、模様替 え、塗替え)	外観を変更する部分の面積が合計10㎡を超えるもの へいの場合(高さ1.5m超または長さ10m 超)	高さ13m 以上か、 4階建て以 上のもの
工 作 物	新・増・改築、 移転	高さが5mを超えるもの 垣、さく、へい、擁壁類(高さ1.5m超または長さ 10m超)	高さ13m 以上のもの
外観の変更 (修繕、模様替 え、塗替え)	汚水・廃水処理する施設(高さ1.5m超または面 積100㎡超) 平面型の太陽光発電設備(高さ1.5m超またはモ ジュール面積100㎡超) 支柱型の太陽光発電設備(高さ5m超またはモジ ュール面積100㎡超)		
開発行為、土地の開 墾、土石の採取、鉱 物の掘採、その他土 地の形質の変更		のり面 高さ1.5mを超えるもの または、のり面 長さ10m超かつ面積100㎡超の もの	
木竹の伐採		木竹の高さが5mを超えるもの	
屋外における物件の 堆積		高さが1.5mを超えるか、面積が100㎡を超えるもの	
水面の埋立てまたは 干拓		のり面 高さ1.5m超または、のり面 長さ10m 超かつ面積100㎡超のもの	

3. 景観重要区域

- 東近江土木事務所管内
- ・国道 307 号沿道景観形成地区



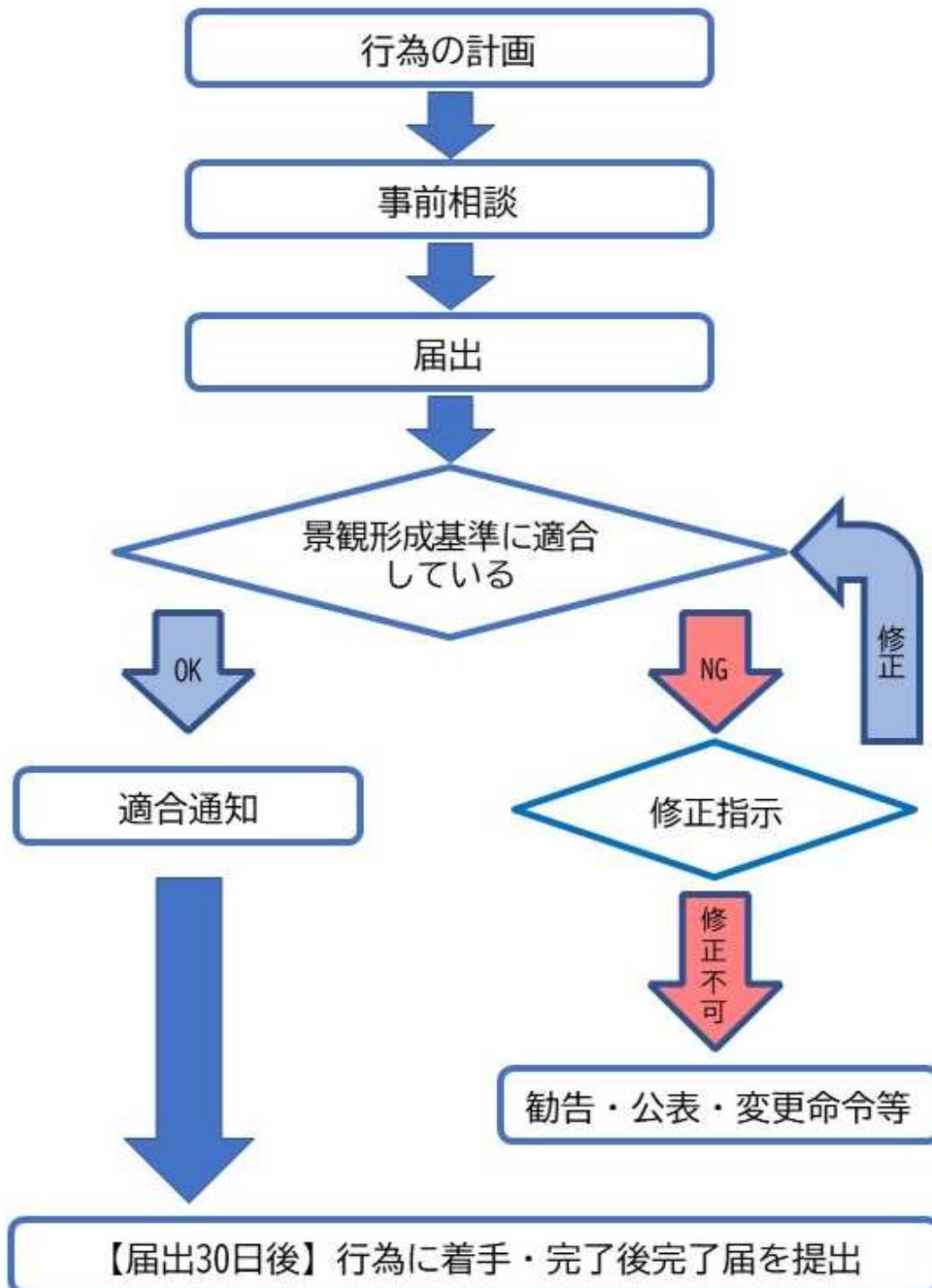
- 湖東土木事務所管内
- ・芹川河川景観形成地区
- ・宇曽川河川景観形成地区
- ・国道 307 号沿道景観形成地区



詳細区域は下記リンクを参照(滋賀県 HP 景観重要区域の指定区域図)

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/19744.html>

4.届出のながれ



5. 事前相談

計画最終段階で事前相談無く届出され、修正指示に対応できずトラブルになるケースが発生しています。任意ではありますが、下記の必要書類が作成できた段階で、事前相談を行っていただくようお願いします。

早期に事前相談いただくことで、景観に配慮した具体的な計画を建築主と事業者間で検討できるほか、申請での手戻りや周辺住民とのトラブルも無く、スムーズに事業を実施する事ができます。

また、事前相談があった場合は行為の届出から行為着手までの期間が短縮の短縮も可能です。

事前相談のながれ

必要書類(事前相談書、付近見取図、配置図、立面図)を土木事務所管理調整課まで2部提出する。 平面図、立面図はスケッチ程度で可

- ・日野町、竜王町……………東近江土木事務所管理調整課
- ・多賀町、甲良町、豊郷町、愛荘町……………湖東土木事務所管理調整課

必要に応じて、計画の修正

事前相談が完了後、相談書の副本が返還

相談書の副本を添付し届出

30日以内に通知が発行され、行為に着手

6. 提出書類

行為の種類	図書		備考
	種類	明示すべき事項	
もしくは模様替または色彩の変更 建築物または工作物(以下「建築物等」という。)の新築、新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕	付近見取図	方位、道路、目標となる地物および行為の位置	
	配置図(おおむね 20 分の 1 以上の縮尺のもの)	方位、敷地の境界線、敷地内の建築物等の位置および規模、届出に係る建築物等と他の建築物等の別ならびに緑化装置(樹木の位置、樹種および樹高)	
	立面図(おおむね 20 分の 1 以上の縮尺のもので、着色したもの)	外周部の仕上材、色彩、開口部の位置および附属設備	(1) 高さ 13 メートル以上または 4 階建て以上の建築物に係る届出にあつては 4 面以上、その他のものにあつては 2 面以上とする。 (2) 建築物等の移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更に係る届出にあつては、カラー写真に代えることができる。
	透視図(着色したもの)	届出に係る建築物等および周辺の景観	高さ 13 メートル以上または 4 階建て以上の建築物等に係る届出に限る。ただし、増築もしくは改築で小規模のもの、

			外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更にあつては、カラー写真に代えることができる。
	現況写真	行為地を含む周辺の状況が分かるカラー写真(撮影方向を配置図に示すこと。)	
質の変更 開発行為または土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形	付近見取図	方位、道路、目標となる地物および行為の位置	
	地形図(おおむね 50 分の 1 以上の縮尺のもの)	方位、行為地を含む周辺の地形の現況、行為の区域および行為時における遮へい措置(遮へい物の種類、構造、位置および高さ(垣およびさくについては色彩、樹木については樹種))	
	土地利用計画図(おおむね 500 分の 1 以上の縮尺のもの)	方位および行為後の土地利用計画(土石の採取または鉱物の掘採に類するものにあつては、事後措置)	
	断面図(おおむね 50 分の 1 以上の縮尺のもの)	行為の前後における土地の縦断図および横断図	
	のり面断面図(おおむね 50 分の 1 以上の縮尺のもの)	のり面の措置	
	現況写真	行為地を含む周辺の状況が分かるカラー写真(撮影方向を地形図に示すこと。)	
木竹の伐採	付近見取図	方位、道路、目標となる地物および行為の位置	
	現況図(おおむね 50 分の 1 以上の縮尺のもの)	方位、付近の土地利用の状況(森林を含む場合は、おおむねの樹種および樹高を示すこと。)、伐採区域ならびに伐採する木竹の種類および高さ	

	現況写真	行為地を含む周辺の状況が分かるカラー写真(撮影方向を地形図に示すこと。)	
屋外における物件の堆積 ^{たい}	付近見取図	方位、道路、目標となる地物および行為の位置	
	配置図(おおむね 200 分の 1 以上の縮尺のもの)	方位、敷地の境界線、物件の堆積する位置および高さならびに遮へい措置(遮へい物の種類、構造、位置および高さ(垣およびさくについては色彩、樹木については樹種))	
	現況写真	行為地を含む周辺の状況が分かるカラー写真(撮影方向を配置図に示すこと。)	
水面の埋立てまたは干拓	付近見取図	方位、道路、目標となる地物および行為の位置	
	地形図(おおむね 500 分の 1 以上の縮尺のもの)	方位、行為地を含む周辺の地形の現況および行為の区域	
	土地利用計画図(おおむね 500 分の 1 以上の縮尺のもの)	方位および行為後の土地利用計画	
	断面図(おおむね 500 分の 1 以上の縮尺のもの)	行為の前後における土地の縦断図および横断図	
	のり面断面図(おおむね 50 分の 1 以上の縮尺のもの)	のり面の措置	
	現況写真	行為地を含む周辺の状況が分かるカラー写真(撮影方向を地形図に示すこと。)	

7. 様式集

別記様式第1号（第4条、第5条関係）

※ 受付日	年 月 日
受付番号	

滋賀県景観計画区域内における行為の（□変更）届出書

年 月 日	
(宛先) 滋賀県知事 滋賀県 土木事務所長	
届出者	住所 〒 氏名 法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称および代表者の氏名 電話番号 ()
届出内容に係る照会先	住所 〒 氏名 電話番号 ()
景観法第16条第1項・第2項の規定により、次のとおり届け出ます。	
景観形成地区等の別	<input type="checkbox"/> 沿道景観形成地区 <input type="checkbox"/> 河川景観形成地区 <input type="checkbox"/> 上記以外の景観計画区域
行為の場所	滋賀県 市 町 番地 郡 町大字
行為の期間	着手予定 完了予定 年 月 日 年 月 日
行為の種類	(ア) 建築物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕もしくは模様替ならびに色彩の変更
	(イ) 工作物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕もしくは模様替ならびに色彩の変更
	(ウ) 開発行為および土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (エ) 木竹の伐採 (オ) 屋外における物件の堆積 (カ) 水面の埋立てまたは干拓
他法令による地域、地区等その他必要な事項	
変更理由	

(1/3)

行為の内容	建築物	敷地内の位置			形態・意匠		
		用途			構造	造階建て	
		区分		届出部分	既存部分	合計	
		敷地面積		m ²	m ²	m ²	
		建築面積		m ²	m ²	m ²	
		延べ面積		m ²	m ²	m ²	
		モジュール等面積		m ²	m ²	m ²	
		最高の高さ		m	m	m	
		仕上材料	屋根	()			
			外壁	()			
	色彩	屋根	() 色相() / 明度() / 彩度()				
		外壁	() 色相() / 明度() / 彩度()				
	工作物	種類・用途			構造	造	
		区分		届出部分	既存部分	合計	
		敷地面積		m ²	m ²	m ²	
		築造面積		m ²	m ²	m ²	
		モジュール等面積		m ²	m ²	m ²	
		最高の高さ		m	m	m	
		長さ		m	m	m	
色彩		() 色相() / 明度() / 彩度()					
開発行為および土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	目的および行為の面積			のり面の高さおよびのり面の措置			
	遮蔽措置			事後措置			
木竹の伐採	伐採しようとする木竹の種類、高さ、規模（面積または本数）				事後措置		
屋外における物件の堆積	物件の種類、高さ、面積				遮蔽措置		
水面の埋立てまたは干拓	埋立て、干拓の面積		護岸の高さ		護岸の措置		
			m				
緑化措置および樹木等の保全措置							
その他景観形成のため特に配慮した事項							

(2/3)

記入上の注意

- 1 景観法第16条第2項に規定する届出の場合、本届出書の題名の□にレを記入してください。
 - 2 届出内容に係る照会先欄には、設計者、施工者等届出者以外の者へ照会を希望する場合に記入してください。
 - 3 行為の種類欄には、(ア)～(カ)の該当する事項に○印を付してください。
 - 4 他法令による地域、地区等その他必要な事項欄には、用途地域、高度地区、河川保全区域等他法令により指定された地域、地区等があれば記入してください。
 - 5 変更理由欄には、行為の変更の届出の場合に記入して下さい。
 - 6 モジュール等面積欄には、太陽光発電設備等の太陽電池モジュールおよび集熱板の面積の合計値を記入してください。
 - 7 仕上材料・色彩欄の()内には、届出に係る部分と同一棟に従来からの建築物が接続する場合に、その既存部分の状況を記入してください。
 - 8 外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更にあつては、行為に係る部分の面積を延べ面積欄に記入してください。
 - 9 仕上材料欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入してください。(例 日本瓦、波型スレート、小口タイル等)
 - 10 色彩欄上段には、色調をできるだけ詳しく記入してください。(例 淡いグリーン、薄い灰色等)
 - 11 色彩欄下段には、日本産業規格JIS S 5035で定めるマンセル値(日本産業規格JIS S 5035で定める色相、明度および彩度の三属性の値をいう。)を記入してください。
 - 12 緑化措置および樹木等の保全措置欄には、敷地内の樹木の樹種、本数ならびに既存の木竹またはヨシ等の有無およびその保全措置を記入してください。
 - 13 変更の届出の場合は、変更に係る事項の欄には変更後のものを記入し、その後に変更前のものを朱書きで記入してください。
 - 14 この届出書には、行為の種類に応じてふるさと滋賀の風景を守り育てる条例施行規則別表に定める図面(行為の変更の届出にあつては同表に定める図面のうち変更に係る必要なもの)を添付すること。
 - 15 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図書に詳しく記入してください。
 - 16 ※欄は、記入しないでください。
 - 17 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。
- (3/3)

別記様式第1号（第4条、第5条関係）

※ 受付日	年 月 日
受付番号	

滋賀県景観計画区域内における行為の（□変更）届出書

年 月 日	
(宛先) 滋賀県知事 滋賀県 土木事務所長	
届出者	住所 〒 氏名 法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称および代表者の氏名 電話番号 ()
届出内容に係る照会先	住所 〒 氏名 電話番号 ()
景観法第16条第1項・第2項の規定により、次のとおり届け出ます。	
景観形成地区等の別	<input type="checkbox"/> _____ 沿道景観形成地区 <input type="checkbox"/> _____ 河川景観形成地区 <input type="checkbox"/> 上記以外の景観計画区域
行為の場所	滋賀県 _____ 市 _____ 町 _____ 番地 _____ 郡 _____ 町大字
行為の期間	着手予定 _____ 年 _____ 月 _____ 日 完了予定 _____ 年 _____ 月 _____ 日
行為の種類	(ア) 建築物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕もしくは模様替ならびに色彩の変更
	(イ) 工作物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕もしくは模様替ならびに色彩の変更
	(ウ) 開発行為および土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (エ) 木竹の伐採 (オ) 屋外における物件の堆積 (カ) 水面の埋立てまたは干拓
他法令による地域、地区等その他必要な事項	
変更理由	

(1/3)

行 為 の 内 容	建 築 物	敷地内の位置			形態・意匠		
		用 途			構 造	造 階建て	
		区 分		届出部分	既存部分	合 計	
		敷地面積		m ²	m ²	m ²	
		建築面積		m ²	m ²	m ²	
		延べ面積		m ²	m ²	m ²	
		モジュール等 面 積		m ²	m ²	m ²	
		最高の高さ		m	m	m	
		仕上 材 料	屋 根	()			
			外 壁	()			
		色 彩	屋 根	()			
外 壁	色相()/明度()/彩度()						
工 作 物	種類・用途			構 造	造		
	区 分		届出部分	既存部分	合 計		
	敷地面積		m ²	m ²	m ²		
	築造面積		m ²	m ²	m ²		
	モジュール等 面 積		m ²	m ²	m ²		
	最高の高さ		m	m	m		
	長 さ		m	m	m		
	色 彩		色相()/明度()/彩度()				
開発行為および 土地の開墾、土 石の採取、鉱物 の掘採その他の 土地の形質の変 更	目的および行為の面積			のり面の高さおよびのり面の措置			
	遮 蔽 措 置			事 後 措 置			
木竹の伐採	伐採しようとする木竹の種類、高さ、規模（面積または本数）				事後措置		
屋外における 物件の堆積	物件の種類、高さ、面積				遮蔽措置		
水面の埋立て または干拓	埋立て、干拓の面積		護岸の高さ		護岸の措置		
			m				
緑化措置および 樹木等の保全措置							
その他景観形成のため特に配慮した事項							

(2/3)

記入上の注意

- 1 景観法第16条第2項に規定する届出の場合、本届出書の題名の□にレを記入してください。
 - 2 届出内容に係る照会先欄には、設計者、施工者等届出者以外の者へ照会を希望する場合に記入してください。
 - 3 行為の種類欄には、(ア)～(カ)の該当する事項に○印を付してください。
 - 4 他法令による地域、地区等その他必要な事項欄には、用途地域、高度地区、河川保全区域等他法令により指定された地域、地区等があれば記入してください。
 - 5 変更理由欄には、行為の変更の届出の場合に記入して下さい。
 - 6 モジュール等面積欄には、太陽光発電設備等の太陽電池モジュールおよび集熱板の面積の合計値を記入してください。
 - 7 仕上材料・色彩欄の()内には、届出に係る部分と同一棟に従来からの建築物が接続する場合に、その既存部分の状況を記入してください。
 - 8 外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更にあつては、行為に係る部分の面積を延べ面積欄に記入してください。
 - 9 仕上材料欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入してください。(例 日本瓦、波型スレート、小ロタイル等)
 - 10 色彩欄上段には、色調をできるだけ詳しく記入してください。(例 淡いグリーン、薄い灰色等)
 - 11 色彩欄下段には、日本産業規格78721で定めるマンセル値(日本産業規格78721で定める色相、明度および彩度の三属性の値をいう。)を記入してください。
 - 12 緑化措置および樹木等の保全措置欄には、敷地内の樹木の樹種、本数ならびに既存の木竹またはヨシ等の有無およびその保全措置を記入してください。
 - 13 変更の届出の場合は、変更に係る事項の欄には変更後のものを記入し、その後に変更前のものを朱書きで記入してください。
 - 14 この届出書には、行為の種類に応じてふるさと滋賀の風景を守り育てる条例施行規則別表に定める図面(行為の変更の届出にあつては同表に定める図面のうち変更に係る必要なもの)を添付すること。
 - 15 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図書に詳しく記入してください。
 - 16 ※欄は、記入しないでください。
 - 17 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。
- (3/3)

景観計画区域内における行為の事前相談書

年 月 日

滋賀県知事 殿

事業主 住 所

氏 名

電話番号

〔 法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり関係図書を添えて相談します。

行為の場所	滋賀県			
区域区分	一般地域 国道307号沿道景観形成地区 宇曾川・芹川河川景観形成地区			
行為の期間	着手予定 年 月 日 ~ 完了予定 年 月 日			
行為の種類	建築物	新築 増築 改築 移転 戸建て開発 外観を変更する修繕・模様替え 外観の色彩変更		
	工作物	新設 増築 改築 移転 外観を変更する修繕・模様替え 外観の色彩変更		
	開発行為		木材の伐採	
	水面の埋立て又は干拓		屋外における物件の堆積	
建築・工作物の概要	用途	高さ(階数) m (階)	延べ床面積 m ²	敷地面積 m ²
許可を取得する他法令の名称				
添付書類	附近見取図 配置図 立面図 その他()			
連絡先	所 在 事務所名 担 当 連絡先 ()			